



平成 20 年 7 月 23 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 八 二 一 ズ
代表者の役職氏名 代表取締役社長 江 尻 義 久
(コード番号 2792 東証第一部)
取 締 役
問 合 せ 先 常 務 執 行 役 員 西 名 孝
管 理 本 部 長
T E L 0 2 4 6 (2 9) 1 1 1 1 (代 表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 7 月 23 日開催の取締役会において、平成 20 年 8 月 19 日開催予定の第 30 回定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 公告に関する利便性の向上および手続きの合理化を図るため、現行定款第 5 条(公告方法)につきまして所要の変更を行うものであります。公告方法をインターネット上のホームページに掲載する電子公告とするとともに、やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合の措置を定めるものであります。
- (2) 株式取扱規定において、株主の権利行使の手続きについて定めることを明確にするため、現行定款第 12 条(株式取扱規程)につきまして所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 20 年 8 月 19 日
定款変更の効力発生日	平成 20 年 8 月 19 日

以上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第5条(公告方法) 当社の公告方法は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>第12条(株式取扱規程) 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>第5条(公告方法) 当社の公告方法は、<u>電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは</u>、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>第12条(株式取扱規程) 当社の株式に関する取扱い、<u>株主の権利行使の手続き</u>および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>